



長野県報

8月4日(月)
平成15年
(2003年)
第1479号

目次

告示

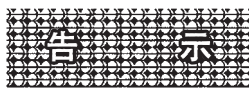
土地収用法に基づく事業の認定(企画課)	1
身体障害者福祉法に基づく医師としての指定(障害福祉課)	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地等の変更(障害福祉課)	4
身体障害者福祉法施行令に基づく医師からの指定の辞退(障害福祉課)	5
都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)	6

公告

一般競争入札(医務課県立病院室)	6
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	7
一般競争入札(公害課)	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書等の縦覧(2件)(産業振興課)	8
家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告(畜産課)	9
土地改良事業の施行についての同意(土地改良課)	9
土地改良事業計画の縦覧(2件)(土地改良課)	9
一般競争入札(都市計画課)	9
長野県都市計画公聴会の開催(8件)(都市計画課)	10

正誤

正誤(農村整備課)	20
-----------------	----



長野県告示第384号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年8月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 起業者の名称
中野市
- 2 事業の種類
農業集落排水事業大俣地区処理施設建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
中野市大字大俣字菖蒲池地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
本件事業は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置

するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である中野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

本件事業の起業地の所在する中野市大俣地区のほとんどの家庭では、生活雑排水を直接又は簡易な沈殿ますを通すのみで農業用排水路等へ放流している状態であり、水質汚濁の原因となっている。同地区は農業が盛んな地域であるが、生活雑排水によって水質が汚濁し、栄養過多となった農業用水の水田への流入が土壌の悪化並びに稲の青立ち及び倒伏につながっており、収量に影響が生じている。また、同地区のほとんどの家庭では、し尿の処理をくみ取式によっており、不快感等がもたれている。

本件事業を施行することにより、生活雑排水が農業用排水路等へ直接流入することがなくなるため、農業用水の水質が改善され、安定した農業生産が行えることとなる。また、トイレの水洗化によって地区住民は衛生的で快適な生活をお

ることができる。

さらに、発生汚泥を堆肥化し農業用に再利用することで、資源として有効利用を図ることができる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地を含む一帯の土地は農地として利用されているが、施設が小規模であるため、日照問題等による他の農地への影響は生じないものと認められる。また、最寄りの人家から相当程度離れていることから、地区住民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 起業地の範囲

本件事業により建設する施設は大俣地区内の生活雑排水及びし尿を処理するのに適正な規模であり、作業スペース等の部分についても施設の機能維持のために適正な規模であると認められ、起業地は本件事業施行のために必要な土地に限定されている。

エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優

越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

現在、大俣地区においては、生活雑排水の流入による農業用排水路等の水質汚濁が問題となっており、また、し尿処理がくみ取式で不快な環境にあることから、地区住民の間に水質の改善及びトイレの水洗化を求める声が強くなっている。このため、同地区の下水道の整備が急務であり、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
中野市役所

企 画 課

長野県告示第385号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成15年 8 月 4 日

長野県知事 田 中 康 夫

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
磯 部 研 一	肢 体 不 自 由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
太 田 浩 史	肢 体 不 自 由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
加 藤 博 之	肢 体 不 自 由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
掛 川 哲 司	腎 臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
菊 池 豊 彦	視 覚	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院
古清水 岳 志	心 臓 腎 臓 呼 吸 器 ぼうこう又は直腸 小 腸	下伊那郡阿南町北條2009-1 長野県立阿南病院
小 山 貴 之	音 声 ・ 言 語 肢 体 不 自 由 心 臓 腎 臓 呼 吸 器 ぼうこう又は直腸 小 腸 免 疫	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院
佐々木 理 彦	音 声 ・ 言 語 肢 体 不 自 由 心 臓 腎 臓 呼 吸 器 ぼうこう又は直腸	北佐久郡御代田町大字御代田4106-10 佐々木小児科内科医院
佐 藤 栄 一	肢 体 不 自 由	塩尻市宗賀1295 医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院

佐藤新司	肢体不自由	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
椎名裕之	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫	塩尻市大門桔梗町14-16 しいな医院
下地昭昌	肢体不自由	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
田邊明彦	視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院
塚本耕二	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
天正恵治	肢体不自由	松本市大字寿豊丘811 国立療養所中信松本病院
中村功	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
中山剛	腎臓 ぼうこう又は直腸	木曾郡木曾福島町6613-4 長野県立木曾病院
奈良井慎	肢体不自由 ぼうこう又は直腸	塩尻市大字洗馬2588-6 医療法人奈良井医院
西谷弘美	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫	塩尻市宗賀1295 医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院
服部英二郎	心臓	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
波呂浩孝	肢体不自由	茅野市玉川4300 諏訪中央病院
藤井忠重	音声・言語 肢体不自由 呼吸器	小県郡丸子町大字西内1777 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山病院
宮下浩一	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
柳澤秀文	肢体不自由 心臓 呼吸器	上田市中央西1-2-10 医療法人健救会 柳澤病院
山浦修一	腎臓	小県郡長門町大字古町2857 国保依田窪病院
山田思鶴	肢体不自由	塩尻市宗賀1295 医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院まほろばの郷

弓削 勇	聴平音声 覚衡言語 そししゃく	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
市川 英彦	音声・言語	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
今井 俊輔	音声・言語	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
太田 正	平音声 覚衡言語 そししゃく ぼうこう又は直腸	小県郡丸子町大字西内1777 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山病院
大田 哲夫	音声・言語	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
奥平 貞英	呼吸器	松本市大手5-6-17 医療法人信英会奥平医院
黒岩 靖	音声・言語	小県郡丸子町大字西内1777 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山病院
小林 俊夫	音声・言語	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
戸兵 周一	音声・言語	上田市大字殿城字神林250-4 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯病院附属豊殿診療所
畑山 織絵	音声・言語 肢体不自由	小県郡丸子町大字西内1777 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山病院
林 和子	音声・言語	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
矢嶋 朋子	音声・言語	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
横山 長幸	音声・言語 小腸	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
若林 正夫	肢体不自由	上水内郡豊野町豊野634 社会福祉法人賛育会 豊野病院

障害福祉課

長野県告示第386号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成15年 8月4日

長野県知事 田中 康夫

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
小川 保徳	上田市大手2-2-10 小川眼科医院	上田市常盤城5-1-27 小川眼科医院

唐 沢 弘 文	飯田市西西616 飯田橋外科内科病院	飯田市千代932-5 千代診療所
木 下 通 博	飯田市西西616 飯田橋外科内科病院	飯田市西西616 飯田橋クリニック
後 藤 英 介	飯田市西西616 飯田橋外科内科病院	飯田市西西616 飯田橋クリニック
小 林 博 一	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	松本市大字寿豊丘811 国立療養所中信松本病院
櫻 井 俊 平	松本市開智2-3-50 丸の内病院	松本市芳川村井町1209 国立松本病院
春 原 幸 雄	長野市西和田43-1 長野鉄道検診センター	更埴市大字粟佐1177 社会福祉法人博悠会 介護老人保健施設 フランセーズ悠・こうしょく
竹 中 寛 彰	長野市上野2-477 国立療養所東長野病院	小県郡長門町大字古町2857 国保依田窪病院
立 花 直 子	小県郡丸子町大字西内1308 長野県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーションセンター 鹿教湯病院	松本市城西1-5-16 城西病院
中 谷 易 功	北安曇郡池田町大字池田3207-1 安曇総合病院	北安曇郡松川村字南神戸4360-63 介護老人保健施設ライフ2
久 堀 周 治 郎	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院	北佐久郡北御牧村大字布下6-1 北御牧村温泉診療所
水 沢 弘 哉	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	上田市緑が丘1-27-21 国立長野病院
宮 入 純 一	伊那市伊那298-1 伊那中央総合病院	東筑摩郡波田町4417-180 波田総合病院
宮 本 直 樹	長野市松代町松代183 長野松代総合病院	須坂市大字小河原字六川道東沖3613-1 みやもと眼科
吉 村 一 彦	大町市大字大町3130 市立大町総合病院	北安曇郡松川村5728-353 吉村医院

障害福祉課

長野県告示第387号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第1条の2第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

氏 名	診療を行う医療機関の 所在地及び名称	辞退年月日	理 由
山 元 宏 介	下伊那郡松川町元大島3159-1 下伊那赤十字病院	平成15年6月15日	県外転出

障害福祉課

長野県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年8月4日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

大町市

2 都市計画事業の種類及び名称

大町都市計画下水道事業 大町市公共下水道

3 事業施行期間

平成3年3月11日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成3年長野県告示第217号、平成7年長野県告示第119号、平成9年長野県告示第381号、平成11年長野県告示第238号及び平成14年長野県告示第230号の事業地のうち、大字大町及び大字平地内において事業地を変更する。

下水道課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月4日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

全自動錠剤分包機 トーションLEADER-3001 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成15年9月30日

(4) 納入場所

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務局

電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成15年8月19日 午後1時50分

イ 場所 駒ヶ根市下平2901（郵便番号 399-4101）

長野県立駒ヶ根病院 事務局

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月19日 午後2時

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の可否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室